

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第637号）

2022年11月24日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国家発展改革委員会、社会信用体系建設法の意見募集案を公表

国家発展改革委員会は2022年11月14日、『社会信用体系建設法』の意見募集案を公表し、パブコメを公開しました。同法は公務やビジネス、社会活動、法執行などの面における信用システムの構築などに関するルールを明記し、国全体の社会信用システムの整備を図るものとしています。パブコメの締切日は2022年12月14日とされています。

### ■ 直近の重要政策

#### 産業政策

- ✓ **新規消費された再生可能エネルギーによる消費総量規制の適用除外の更なる着実な実行に関する国家発展改革委、国家統計局、国家エネルギー局の通知**  
(国家発展改革委員会など、11/16)
- ✓ **非鉄金属業界における炭素排出ピークアウトの実施案の公表に関する通知**  
(工業情報化部など、11/15)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国家発展改革委員会、社会信用体系建設法の意見募集案を公表

国家発展改革委員会は 22 年 11 月 14 日、『社会信用体系建設法』の意見募集案<sup>1</sup>(以下、信用建設法)を公表しました。信用建設法は公務やビジネス、社会活動などの面における信用システムの構築に加え、信用情報管理、信用調査業の発展及び監督管理、信用情報主体に対する奨励・制裁などに関するルールを定めています。

社会信用システムの構築については、「国の主導により、公務信用、ビジネス信用、社会信用の構築及び司法への信頼醸成を推進し、信用調査システムの整備や信用情報の取り扱いの規範化に取り組み、信用情報に対する監督管理、奨励・制裁の実施を強化し、社会全員に信用を重視する文化を根付かせる」とされています。

政府部門の役割分担について、「国務院は全国の社会信用システムの構築を仕切り、国家発展改革委員会、中国人民銀行は担当部門としてシステム構築の統括・指導や、関連政策と標準の策定・実施を行う。各業界の主管部門は業界における信用システムの構築を担当する」とされています。

また、信用建設法第 7 条は信用宣言制度の普及を奨励するとしています。信用宣言制度とは、信用情報主体は自分の信用状況または契約における履行義務につき、関係部門または社会に誓約を行うことを指します。

信用建設法第 76 条は金融機関及び信用保証機関に対し、国が設立した金融信用情報データベースに信用情報を共有することを義務付けています。

この他、信用情報主体の権利保護や信用情報管理などにおける違法行為に対する罰則なども明記されています。

信用建設法の主な内容については図表 1 の通りです。

### 【図表 1】信用建設法の主な内容

#### ①公務信用の構築

- 行政機関は法に基づき行った政策に係る約束事項及び締結した各種契約を履行しなければならない。機関再編、人員調整などを理由に違約してはならない。国の利益、社会の公共利益の原因により政策に係る約束事項、契約の約定を変える必要がある場合、法的手続きに基づき実施し、合わせて法に基づき市場主体に対してこれにより被った損失を補償しなければならない。
- 公務信用に対するモニタリングと信用失墜行為に対する問責制度を構築し、公務信用状況を政府活動の実績評価対象に盛り込む。公務員の信用履歴を作り、人事考課・評価に活用する。
- 行政機関は法令規則に基づき投資誘致に関する優遇策を打ち出し、その優遇策を着実に実行する。
- 政府調達や地方債の発行における政府の不正行為への摘発、地方政府の債務・歳出抑制を強化する。

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<https://yyglxxbgs.gov.cn/htmls/article/article.html?articleId=2c97d16c-82cf3ac8-0184-74052a93-003e#iframeHeight=793>

【図表 1】信用建設法の内容（続き）

## ②ビジネス信用の構築

- 大企業による市場支配的地位の濫用や中小企業への代金支払遅延などを禁止する。
- 食品や医薬品、日用消耗品、農産物、農業資材などを中心に製品の品質信用情報を業種・部門間の共有を実施する。
- 企業による信用販売の拡大を奨励し、消費者信用取引を促す。欺瞞・虚偽宣伝、詐欺、名誉毀損、商業賄賂などの違法行為への取り締まりを強化し、プリペイドカードを利用した販売行為の規範化を図る。
- 統計不正の摘発を強化し、統計調査に係る信用情報の部門間の共有を奨励する。
- 市場主体の登記・管理を担当する主管部門は、登記・登録や行政許認可、日常の監督管理、法執行に関する情報をまとめ、関連違法行為を「市場監督管理経営異常リスト」及び「嚴重違法信用失墜リスト」に盛り込み、責任者に対する処分を強化する。
- 会計や金融、税務、価格設定、建設、交通輸送、広告、仲介サービス、電波利用、輸出入などの領域における不正・信用失墜行為に対する取り締まりも強化する。

## ③社会信用の構築

- 労働者の採用や派遣、労災・社会保険の受給、医療、入学・研修、研究活動、スポーツなどの分野における不正行為への取り締まりを強化する。
- 知的財産権などの侵害や悪意の商標出願、冒認出願などの信用失墜行為に対する取り締まりを強化する。
- 生態環境の主管部門は企業・団体の生態環境関連法令規則の順守状況やESGの取り組みを環境保護信用体系に盛り込む。企業・団体の環境保護関連信用情報は金融機関などと共有される。
- インターネットの主管部門はサイバーセキュリティやデータ安全、個人情報保護に関する法令規則に違反した団体及び個人などに対し、インターネット関連サービスの提供制限や業界追放などの措置をとる。
- 通信業界の主管部門は特殊詐欺への対策や電話実名制の実施、ネットワークカードの安全管理などを強化する。

## ④司法への信頼醸成

- 裁判所や検察庁などは法に基づき案件・業務情報の公開を推進する。裁判官や検察官は法に基づき職責を履行し、行政機関や社会団体、個人の干渉を受けない。
- 公安は社会治安や道路交通、移民の出入国、サイバーセキュリティの管理を強化しなければならない。
- 仲裁委員会、法律事務所、公証役場、司法鑑定機構などの法的サービス機関は公正な業務を実施し、弁護士や公証人などの法的サービス人員の信用履歴を作り、信用失墜行為を信用履歴に記録する。

## ⑤信用情報主体に対する奨励・制裁措置

- 信用状況が良好な信用情報主体に対し、公的機関は以下の奨励措置をとることが可能である。
  - ① 行政サービスにつき優先的に対応し、簡素化した手続きを適用する。
  - ② 財政支援や共有資源の取引、表彰・授章において、同じ条件下で優先対象とする。
  - ③ 日常の監督管理において、検査頻度若しくは抜取率を引き下げる。
- 信用失墜行為の主体に対し、公的機関は以下の制裁措置をとることが可能である。
  - ① 信用失墜行為を公開する。
  - ② 重点監督管理対象とする。「嚴重違法信用失墜リスト」に盛り込む。
  - ③ 財政支援などの優遇策の享受、政府調達への参加を制限する。
  - ④ 業界参入・業務展開、従業員としての勤務を禁止する。
  - ⑤ 消費行動や渡航に制限をかける。

（信用建設法に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 産業政策

#### 新規消費された再生可能エネルギーによる消費総量規制の適用除外の更なる着実な実行に関する国家発展改革委、国家統計局、国家エネルギー局の通知

(原文: 国家发展改革委 国家统计局 国家能源局关于进一步做好新增可再生能源消费不纳入能源消费总量控制有关工作的通知)

发改運行 [2022] 1258 号

国家発展改革委員会など 2022 年 11 月 16 日公表

#### 【主要内容】

- 『第14次五カ年計画期間における省エネ・排出削減総作業方案』を着実に実行するため、国家発展改革委員会は国家統計局、国家エネルギー局と連名で、発電に消費された風力や太陽光、水力、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーをエネルギー消費総量の抑制対象から除外する方針を確認した。
- 21～25年、毎年発電に新規消費された再エネは各地政府に対するエネルギー消費総量の評価対象とされない。しかし、その分は引き続きエネルギー消費強度（単位GDP当たりエネルギー消費量）の計算対象とされる。
- 再エネの消費量は、各地における電力需要家が保有しているグリーン電力証書をベースに算出する。
- 全国統一的なグリーン電力証書システムの構築や取引市場の整備を推進する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/tz/202211/t20221116\\_1341323.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/tz/202211/t20221116_1341323.html?code=&state=123)

#### 非鉄金属業界における炭素排出ピークアウトの実施方案の公表に関する通知

(原文: 关于印发有色金属行业碳达峰实施方案的通知)

工信部聯原 [2022] 153 号

工業情報化部など 2022 年 11 月 15 日公表

#### 【主要内容】

- 工業情報化部は国家発展改革委員会、生態環境部と連名で、非鉄金属業界の炭素排出ピークアウトに向けた実施方案を公表した。同方案は『新發展理念を完全・正確・全面的に貫徹し、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルを実現させることに関する中共中央、國務院の意見』、『2030年までの炭素排出ピークアウト行動プラン』、『工業分野の炭素排出ピークアウトに向けた実施方案』に基づき策定したものである。
- 「25年までには、非鉄金属業界の産業構造とエネルギー消費構造の最適化を進め、低炭素化技術・生産工程の研究開発に大きな成長を遂げ、重点製品の単位当たりエネルギー消費量・炭素排出量を更に削減し、再生金属の供給比率を24%以上に高める。30年までには、非鉄金属業界におけるエネルギー消費構造の最適化を大幅に推進し、電解アルミニウムに使用される再エネの割合を30%以上に高め、非鉄金属業界における炭素排出ピークアウトの実現を確保する」を主要目標に掲げる。
- 電解アルミニウムの生産能力を抑制する他、銅、鉛、亜鉛とアルミナの生産能力の過度な拡大を防止する。
- 25年までにアルミダイカストの導入割合を90%以上に高める。非鉄金属と石油化学・化学工業、鉄鋼、建材など産業間の協働や再生金属産業の発展を支援する。
- 廃熱回収や亜鉛ダストの湿式処理法（塩化アンモニウムなどの水溶液によって電炉ダストから亜鉛を浸出して回収）、アルミニウム精錬の低炭素化に関する技術の開発・応用に取り組み、低炭素化技術のイノベーションをめぐる国際協力の展開を支持する。
- 25年までに電解アルミニウムに使用される再エネの割合を25%以上に高める。
- 25年までに再生銅と再生アルミの生産量をそれぞれ400万トンと1,150万トンに引き上げる。金属材料に占める再生金属の割合を24%以上とする。

- 非鉄金属業界において石炭の利用を抑制し、天然ガスやグリーン電力の利用を後押しする。
- 非鉄金属関連企業によるグリーン材料や設備、物流、低炭素化技術の利用を支援する。
- 鉱山のスマート化・デジタル化を推し進め、炭素排出モニタリングにおけるインダストリアル・インターネット、クラウド、5Gなどの技術の活用を模索する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art\\_aef8faf38c7846c694fa88893b071b10.html](https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_aef8faf38c7846c694fa88893b071b10.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。